

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成28年札幌市告示第993号で要措置区域に指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について指定を解除する。

指定を解除する区域の範囲を表示した図面及び地番等は、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

令和元年7月19日

札幌市長 秋元 克広



### 1 指定を解除する区域の所在地

- (1) 札幌市西区西町南11丁目8番1の一部
- (2) 札幌市西区西町南11丁目10番の一部

### 2 特定有害物質

- (1) の区域：砒素及びその化合物
- (2) の区域：六価クロム化合物

### 3 講じられた汚染の除去等の措置

- (1) の区域：土壌汚染状況調査の追完による基準適合の確認
- (2) の区域：原位置不溶化